平成２９年（フ）第１００４号
東京都西東京市田無町６丁目８―16―102
債務者　稲葉キヨ子
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１００６号
東京都文京区千駄木４丁目18―８―201
債務者　須戸　和則
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１０１６号
東京都小平市小川東町５丁目16―11―505
債務者　重松　輝樹
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１０２０号
東京都八王子市弐分方町62―105
債務者　城元　博己
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９６号
東京都府中市本町２丁目20番地の20ルシェリ・メゾン403
債務者　瓦林　淳次
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１３０６号
東京都八王子市別所１丁目24番地14フローラ内田201号
債務者　大用　明美
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月21日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第５５号
東京都町田市中町３丁目24番16号富貴荘202
債務者　濱田　夕貴
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月21日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１０７号
東京都武蔵村山市大南５丁目68番地の２ティーコートみゆきＡ棟202号
債務者　牧野　博之
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１０１０号
東京都調布市仙川町３丁目11―59―102
債務者　安田　彩乃
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４９号
東京都八王子市中野山王３丁目６番７―102号都営中野団地
債務者　岡田とし子
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月28日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第９８号
東京都東村山市萩山町３丁目５番地６コーポタグチ201
債務者　庄田　賢一
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月28日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１１３号
横浜市戸塚区戸塚町1312番地１　エスポワール103号
債務者　石井　晴美
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２３号
横浜市戸塚区吉田町133番地２　第２カイビル408号
債務者　秋本　雄二
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１５２号
横浜市都筑区仲町台１丁目23番22―301号
債務者　鈴木　健奨
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１７８号
神奈川県大和市大和東１丁目７番22号　ますみビル403号
債務者　壱岐克己こと　壹岐　克己
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２１６号
横浜市金沢区並木３丁目５番８―505号
債務者　安川　泰栄
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部